

改正	現行
<p style="text-align: center;">福山市がん検診業務実施要領</p> <p>(略)</p> <p>第5 項目・方法</p> <p>(略)</p> <p>3 肺がん検診</p> <p>(略)</p> <p>(2) 方法</p> <p>(略)</p> <p>ウ 胸部エックス線写真読影</p> <p>(ウ) 読影結果の判定は、「<u>肺がん検診</u>の手引き」(日本肺癌学会 <u>肺がん検診委員会</u>)の「<u>肺がん検診</u>における胸部X線写真の判定基準と指導区分」によって行う。</p> <p>(略)</p> <p>エ 喀痰細胞診</p> <p>(ア) 喀痰細胞診の対象者は、問診の結果に基づき、原則として次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 50歳以上で喫煙指数(1日喫煙本数×年数)600以上の者。(過去における喫煙者を含む)</p> <p><u>また、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替える。</u></p> <p>(略)</p> <p>(イ) 喀痰細胞診の判定</p> <p>「<u>肺がん検診</u>の手引き」(日本肺癌学会 <u>肺がん検診委員会</u>)の「<u>肺がん検診</u>における喀痰細胞診の判定基準と指導区分」によ</p>	<p style="text-align: center;">福山市がん検診業務実施要領</p> <p>(略)</p> <p>第5 項目・方法</p> <p>(略)</p> <p>3 肺がん検診</p> <p>(略)</p> <p>(2) 方法</p> <p>(略)</p> <p>ウ 胸部エックス線写真読影</p> <p>(ウ) 読影結果の判定は、「<u>肺癌集団検診</u>の手引き」(日本肺癌学会 <u>集団検診委員会編</u>)の「<u>肺癌検診</u>における胸部X線写真の判定基準と指導区分」によって行う。</p> <p>(略)</p> <p>エ 喀痰細胞診</p> <p>(ア) 喀痰細胞診の対象者は、問診の結果に基づき、原則として次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 50歳以上で喫煙指数(1日喫煙本数×年数)600以上の者。(過去における喫煙者を含む)</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 喀痰細胞診の判定</p> <p>「<u>肺癌集団検診</u>の手引き」(日本肺癌学会 <u>集団検診委員会編</u>)の「<u>集団検診</u>における喀痰細胞診の判定基準と指導区分」によって</p>

って行う。

(オ) 検体の顕微鏡検査

十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は 公益社団法人日本臨床細胞学会 認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

(略)

4 子宮頸がん検診

(略)

(2) 方法

ア 問診に当たっては、妊娠及び分娩歴、月経歴の状況、不正性器出血等の症状の有無、子宮頸部病変の既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

(略)

ウ 細胞採取の方法

子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法により検体はブラシにて採取し、液状化検体細胞診により標本を作成し、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

(略)

(3) 細胞診

検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は 公益社団法人日本臨床細胞学会 認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、

行う。

(オ) 検体の顕微鏡検査

十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は 日本臨床細胞学会 認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

(略)

4 子宮頸がん検診

(略)

(2) 方法

ア 問診に当たっては、妊娠及び分娩歴、月経歴の状況、不正性器出血等の症状の有無、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

(略)

ウ 細胞採取の方法

子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法により検体はブラシにて採取し、液状検体法により標本を作成し、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

(略)

(3) 細胞診

検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は 日本臨床細胞学会 認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行う。検体が

再スクリーニングを行う。検体が適正でないと判定される場合には、「不適性」と明記し、再検査を行う。がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。HPVの感染が疑われる細胞所見がある場合は、その旨記載し本人に適切な指導を行う。

なお、自治体、医師会等から再スクリーニング施行率の報告を求められた場合に報告すること。また、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定施設においては、再スクリーニング施行率を学会に報告すること。

(略)

5 乳がん検診

(略)

(3) 方法

ア 問診

問診に当たっては、妊娠の可能性の有無、授乳の状況、乳房の状態、月経（特に閉経時期）及び出産（初産年齢）等に関する事項、乳腺疾患の既往有無、乳がんの家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。

(略)

(イ) マンモグラフィ撮影装置は日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしていること。現像機及びモニタその他当該検査に係る機器などについて、日常的かつ定期的な品質管理を行う。

(略)

(5) 受診者への説明

乳がんのプレスト・アウェアネス、気になる症状がある場合の速やかな専門医療機関への受診を説明する。

適正でないと判定される場合には、「不適性」と明記し、再検査を行う。がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。HPVの感染が疑われる細胞所見がある場合は、その旨記載し本人に適切な指導を行う。

5 乳がん検診

(略)

(3) 方法

ア 問診

問診に当たっては、乳がんの家族歴、授乳の状況、乳腺疾患の既往有無、月経（特に閉経時期）及び出産（初産年齢）等に関する事項、乳房の状態、過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。

(略)

(イ) マンモグラフィ撮影装置は日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしていること。現像機及びシャウカステンその他当該検査に係る機器などについて、日常的かつ定期的な品質管理を行う。

(略)

(5) 受診者への説明

乳がんの自己検診の方法、しこりに触れた場合の速やかな専門医療機関への受診を説明する。

(略)

附 則

この要領は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年（令和4年）1月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

(略)

附 則

この要領は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年（令和4年）1月1日から施行する。

改正	現行
<p style="text-align: center;">福山市がん検診業務実施要領</p> <p style="text-align: center;">福山市胃がん検診（内視鏡検査）実施基準</p> <p>福山市がん検診業務実施要領に基づき福山市胃がん検診（内視鏡検査）の実施基準を次のとおり定める。</p> <p>なお、福山市胃がん検診（内視鏡検査）の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル（<u>2017</u>年度版）」を参考にすること。</p> <p>（略）</p> <p>2 検査医及び読影医の条件について</p> <p>（1）検査医の条件</p> <p>市が実施する胃がん検診における胃内視鏡検査に従事する検査医の条件は、次の①～④のいずれかを満たす医師であることとする。</p> <p>① 日本消化器がん検診学会認定医若しくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師（※1）</p> <p>② 診療、検診に関わらず概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施しており、県の実施する研修会・講習会への出席が一定以上（※2）である医師</p>	<p style="text-align: center;">福山市がん検診業務実施要領</p> <p style="text-align: center;">福山市胃がん検診（内視鏡検査）実施基準</p> <p>福山市がん検診業務実施要領に基づき福山市胃がん検診（内視鏡検査）の実施基準を次のとおり定める。</p> <p>なお、福山市胃がん検診（内視鏡検査）の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル（<u>2015</u>年度版）」を参考にすること。</p> <p>（略）</p> <p>2 検査医及び読影医の条件について</p> <p>（1）検査医の条件</p> <p>市が実施する胃がん検診における胃内視鏡検査に従事する検査医の条件は、次の①～④のいずれかを満たす医師であることとする。</p> <p>① 日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師</p> <p>② 診療、検診に関わらず概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施しており、県の実施する研修会・講習会への出席が一定以上（※1）である医師</p>

③ 胃内視鏡検査の実施が年間100件には満たないが、十分な実績があり(※3)、県の実施する研修会・講習会等への出席が一定以上(※2)である医師

④ 「実施要領」に示す読影医の条件を満たし、県の実施する研修会・講習会等への出席が一定以上(※4)である医師

※1 なお、日本消化器がん検診学会認定医若しくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格取得を目指している医師のうち、各学会に入会しており、実務年数4年以上かつ実務件数概ね年間100件以上の経験を有する場合、必要な書類を提出し、福山市長が検査への従事を認めた場合に限り、市検査へ従事ができる。

(略)

(2) 読影医の条件

市が実施する胃がん検診における胃内視鏡検査に従事する読影医の条件は、次の①～③のいずれかを満たす医師であることとする。

① 日本消化器がん検診学会認定医若しくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を持つ医師

(略)

③ 胃内視鏡検査の実施が年間100件には満たないが、十分な実績があり(※2)、県の実施する研修会・講習会等への出席が一定以上(※1)である医師

④ 「実施要領」に示す読影医の条件を満たし、県の実施する研修会・講習会等への出席が一定以上(※3)である医師

※1 なお、日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格取得を目指している医師のうち、各学会に入会しており、実務年数4年以上かつ実務件数概ね年間100件以上の経験を有する場合、必要な書類を提出し、福山市長が検査への従事を認めた場合に限り、市検査へ従事ができる。

(略)

(2) 読影医の条件

市が実施する胃がん検診における胃内視鏡検査に従事する読影医の条件は、次の①～③のいずれかを満たす医師であることとする。

① 日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を持つ医師

(略)